

令和3年度 事業報告書

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

公益財団法人 草の根事業育成財団

I 事業報告

【総括】

第12期にあたる2021年度(令和3年度)の事業報告は、以下のとおりである。

2021年度事業計画により、草の根育成助成及びふじみ倶楽部体験活動を行った。

結果、第21回選考委員会及び第22回選考委員会での審議に基づき、12団体12事業の申請を受け、1事業を除く11事業を採択した。選考対象となった事業分野は、

- (1) 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (3) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (4) 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- (5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (6) 文化及び芸術振興を目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

であるが、その分野ごとの採択内訳は、

- (1)が1事業
- (2)が2事業
- (3)が1事業
- (4)が1事業
- (5)が2事業
- (6)が0事業
- (7)が4事業であった。

申請査定後の選考委員会の結果、助成内定金額の総計は 2,114千円(前年5,929千円)であった。また、物品助成としてテント5張りを制作して提供した。

次に、2022年草の根育成助成では、第23回選考委員会及び第24回選考委員会(メールによる選考)での審議に基づき、前年同様に7つの事業分野について公募助成申請を受け付け、採択審議した。

この3年近くの間遭遇した covid-19 コロナウイルスによる感染状況の渦中で「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立(自律)し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための助成を行うという草の根育成助成の目的を実現するために、助成先との協働を通してそれぞれの助成対象事業の目標達成を目指す予定である。限られた条件の下ではあるが、助成先への少しでも丁寧な支援を目指したい。

また、ふじみ倶楽部体験活動については事業開始後1年が経過したが、これも感染防止のガイドラインを尊重することで、人と人との接触機会の減少があり計画通りの活動が実施できたとは言い難いなか、週一回の若者交流倶楽部「ふじみプレイス」プログラムは継続して実行することができた。

次に、公1草の根育成助成と公2ふじみ倶楽部体験活動のそれぞれについて報告する。

公 1 草の根育成助成

【2021 年草の根育成助成事業】

本事業は、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

申請数 12 事業

申請金額計 2,994 千円

内定数 11 事業（内、2 事業がコロナ感染状況の中で助成辞退となった）

内定金額計 2,114 千円

交付金額計 1,114 千円（交付対象 9 事業）

【助成先団体名と事業名】

団体名	事業名
NPO 法人れっど・しゃっふる	フレイル予防プロジェクト「シニアの e スポーツ体験会」
NPO 法人ジャパン・カインド 社協会	Can+s yoga がんサバイバー女性支援
NPO 法人 Smile up 「雪どけ」	聴くを届けたい 「雪どけ・オンライン広場」の構築と実践に関する事業
ウォーキング de ゴミひろい協会	ウォーキング de ゴミひろい
リトリート-裏高尾	居場所拠点整備事業@裏高尾山荘
介護家族を地域で支援する会わあくす	基本を学んでシニアに教えるボランティアスマホ講師養成講座
NPO 法人難民支援協会	難民申請者の食生活改善と健康管理の継続支援
NPO 法人防災コミュニティネットワーク	ボウサイこども食堂&ボウサイウォーク

【2022 年草の根育成助成】

本事業は前年度同様、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として選考を実施した。

なお、2022 年草の根育成助成事業の具体的な内容については、同募集要項のとおりであることから、次の項目において【2022 年草の根育成助成 募集要項】を転載する。

申請及び採択・交付：

申請数 28 団体 30 事業

申請金額計 13,075 千円

内定数 12 事業

内定金額計 4,208 千円

交付金額計 未定

*交付金額は、2023年3月までの助成対象期間終了後の報告を待って確定される。

【2022年草の根育成助成 募集要項】 転載

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。2022年(令和4年)は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

東京都内で行われる事業で下記分野に属する事業。

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑤教育、スポーツ等を通じて心身の健やかな表現と豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体

3. 対象となる助成期間

2022年4月1日から2023年3月31日

4. 助成額

1事業あたり100万円を上限とします。

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により区分します。区分は、次のどの事業に該当するかご確認ください。

- A. 新規/更新事業備品調達助成：事業開始に必要な備品或いは10年以上経過した事業の備品更新
- B. 新規事業助成：今年度初めて開始する事業
- C. 継続事業助成：同一事業内容で既に1年以上の実績があり継続しようとする事業
- D. 新規イベント助成：今年度初めて実施する事業で開催日が年間7日までの事業

事業分類（助成区分）

	対象経費	補助率
A. 新規/更新事業備品調達助成	備品購入費のみ	80%
B. 新規事業助成	全ての事業経費	60%
C. 継続事業助成	全ての事業経費	2年目 40% 3年目 20%
D. 新規イベント助成	全ての事業経費	60%
E. 対象事業への物品助成（※）	支援物品製作経費	100%

【これまでの対象事業事例】

人生100年時代と言われる現在、ボランティア活動などで生き方を大切にする活動支援も行います。

- ① ひろがれ！こども食堂
こどもの貧困や孤立について市民の理解とそれへの支援をすすめる。
- ② 高齢者の健康フォローアップ事業
健康不安・健康維持増進に努めたいという高齢者への介護予防支援対策での協働。
- ③ 自転車修理技能講習
勤労意欲のある失業者に自転車修理ワークショップを開き就労に結び付ける。
- ④ 児童養護施設の子供たちとドルフィンスイム<ボランティア活動>
児童養護施設の子供たちに新しい体験や気づきを提供する。
- ⑤ 中学生ハンドボールクラブの運営
子どもの基礎体力が低下している。継続してスポーツを行える場「クラブ」を運営する。
- ⑥ まちいろいろのワークショップ
このイベントは、参加者が小グループに分かれ、まちでいろを探しその色を共有し、絵を描く。
- ⑦ Non-Border ボッチャ交流会
年齢・性別・国籍・スポーツ経験・障がいなど違いを超えて交流し“ゆたかな暮らし”を目指す。

6. 申請方法

（1）申請書類

「2022年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。（3月1日公開予定）

（2）申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードしてください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せてEメールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

2022年3月1日～5月31日

【申請受付期間】

2022年6月1日～6月13日(消印有効 Eメールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、7月末日までに採否結果をeメール速報通知します。

9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか。
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・本事業を進める団体として適切か。
- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。事業完了前の交付を必要とされる場合(助成内定金額の50%まで)は、所定の手続きの後当年10月以降に事前送金します。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去3年連続で草の根育成助成の助成金を受けた事業
- (4) 10年以上連続してすでに定着して実施されている事業(事業備品更新：助成区分Aは除く)

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が5,000千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担を一切考えていない事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金も受けて実施される事業
- (6) 営利目的が顕著な事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。

(2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。

(3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。

(4) 2023年5月に報告交流会を予定しています。奮って参加ください。

(5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。

(6) 助成区分Eの簡易テントは、大きさが2種類あります。詳しくは、手引きを参照ください。

申請書送付先／問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 事務局

〒182-0024 東京都調布市布田 1-15-9-403

TEL : 042-427-4278 (平日 10:00~16:00)

FAX : 042-449-6942

電子メール : info@kusanoneikusei.net

ホームページ : <http://www.kusanoneikusei.net/>

公2【2021年 ふじみ倶楽部体験活動事業】

本事業は、2021年7月1日に公益事業としての認定を受けてのち、10月1日から2022年9月30日まで、ホームページに公開した「令和3年度ふじみ倶楽部体験活動事業実施要項」に従って行った。

(<http://www.kusanoneikusei.net/taikenkatudou.html>)。

2021年の具体的な実施実績は、次のとおりである。

(1) 子育て支援シェアキッチン倶楽部

①「ふじみテラス」プログラム

「喫茶（コーヒー、ケーキ等）をしながらの談笑、勉強会や料理教室を開催するなど ファシリテーターが地域住民のくつろげる場の提供をする」は、ファシリテーター未定、コロナ禍にあって開店日の看板掲出を継続できなかった。

②ノーバディズパーフェクトプログラム(NPプログラム)

「完全な親なんて一人もいない どのように子育てしていくか自分探し、コミュニティカウンセリングセンターのプログラムに準じる」は、ファシリテーターの選任が出来ず、センターの研修も延期になり今年度中の実施はできなかった。但し、センターからはファシリテーターの派遣の打診があるので検討中。

③「学生服リユース」プログラム

「思い出の詰まった学生服を捨てるのはちょっと…有効に再利用できないだろうか。子供の成長に沿ってサイズ交換出来たら。愛着のある学生服をバトンタッチする」は、3月に実施したが、参加者に調布市社会福祉協議会のボランティア活動推進担当者も関わり、今後のふじみ倶楽部

体験活動事業に関心を寄せられ、事務局がコンタクトしていくことになった。

④おはなしほっとカフェ

「たくさんの愛情でこどもを育てる」という想いを大切に、親子で楽しめる遊びや絵本の読み聞かせなどを交えながら、お母さん同士のつながり作りや日ごろのガス抜きを行う」は、5月に通常のおはなしほっとカフェの内容に加え、作業療法士をゲストに迎え、こどもの発達に関わる学習の時間や相談の時間を設けた。

⑤みつろうラップ作り

「一緒に手作りする」という作業を通して、サステイナブルライフの普及とともに、この場の癒しと寛ぎを醸成する」は、2月実施予定であったが、コロナ禍の影響により延期。今後、コロナの感染状況をみながら実施時期を再度検討することになった。

(2) 若者交流倶楽部

⑥「ふじみプレイス」プログラム。

「周囲に馴染めないあるいは家庭環境に問題を抱えるなどから、スポーツやイベント活動に十分には参加できていない児童または青少年を対象に行う」は、ほぼ毎週開催（約 50 回）、参加者は回ごとに変動し数人から 10 数人という幅がある。ファシリテーターとして定期参加可能な運営ボランティアはまだ参画がない。

令和3年度ふじみ倶楽部体験活動事業実施要項

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を送ることを実現するための体験活動を下記の通り実施します。

1. 実施する事業概要（公益目的事業の種類（定款第4条第1項第4号））

公益財団法人草の根事業育成財団が児童・青少年の健全な育成を目的として建設所有する「ふじみ倶楽部ハウス」を拠点として、別に定める「ふじみ倶楽部体験活動事業」運営規程によって以下の倶楽部体験活動を実施する。

(1) 子育て支援シェアキッチン倶楽部

～ 児童または青少年の健全な育成の障害となっている地域社会に関する諸問題の解決を図る基礎となる安心な居場所づくりの下で展開する体験活動プログラム

- ・ノーバディズパーフェクトプログラムなどを通じて、医療的ケア児の親を中心に抱えている悩み、関心を話し合い子育ての仕方を学ぶ場の提供
- ・発達障害児、不登校児などの子どもたちが気軽に立ち寄り、運動の機会や学習の支援が得られる場の提供

- ・就労支援としてカフェや料理の提供を通じ、働くための訓練の機会や場の提供
- ・喫茶（コーヒー、ケーキ等）をしながらの談笑、勉強会や料理教室を開催するなど地域住民がくつろげる場の提供

(2) 若者交流倶楽部

- ～ 児童または青少年の健全な育成を目的として構成された体験活動プログラム
- ・近隣の若者たちのスポーツ活動の支援及びイベント（成人式、クリスマス、卒業式等）活動
- ・運動施設で毎週金曜日の午後に実施する体験活動「ボラーレ」を主宰する。

2. 事業対象者

(1) 子育て支援シェアキッチン倶楽部

- ・障害の程度に関わらず子育てに悩みや関心を持っている親や生きづらさを抱えている当事者
- ・子どもから高齢者までくつろぎの場を求めている不特定の方

(2) 若者交流倶楽部

- ・周囲に馴染めないあるいは家庭環境に問題を抱えるなどから、スポーツやイベント活動に十分には参加できていない児童または青少年

3. 事業期間

2021年10月1日から2022年9月30日

4. 事業内容

年間活動日数200日、事業費予算200万円

5. 申し込み方法

- ①、④は、事前申し込み無 自由参加
- ②は、事前申し込み有り
- ③は当日登録 自由参加

6. 広報

ホームページに体験活動プログラムのスケジュール及び内容を掲載
インターネット環境のない方へは電話でお問い合わせ、チラシの配布等で広報

6. 問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 ふじみ倶楽部ハウス
〒182-0033 東京都調布市富士見町4丁目24-15
電話番号： 042-427-4278
FAX : 042-427-4278
電子メール： info@kusanoneikusei.net
ホームページ： <http://www.kusanoneikusei.net>

II 事務報告

1. 基本財産

令和4年9月30日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3百万円
合 計	3百万円

2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	新庄 和彦

令和4年9月30日現在 計4名

3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長
白井 久明	弁護士

令和4年9月30日現在 計3名

4. 理事会及び代表理事の執務執行についての報告

令和3年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次の議事録の通り5回実施した。

臨時理事会みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年10月12日

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人

3. 議決に加わることができる理事の総数 3名

4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

目的事項(決議事項)

第1号議案 別資料に基づく購入債権候補の適否について

なお、第1号議案の購入債権候補のうち一つでも「不適格」とあるものを除外したのちの購入商品の条件設定は日々の市況変化によりますので、契約手続きに際しての原案に対する微細な変更については代表理事に一任の件

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和3年10月8日付で代表理事長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知にて開催通知及び原案資料を発し、当該議案につき、令和3年10月11日までに理事全員からのメールによる書面回答がなされ、監事からは「頂いた資料だけでは判断できませんが、安全性も担保されているようですので専門家（証券会社）からよりの説明をご理解の上、ご購入下さい。」というコメントが付された上で不適格との異議がなかったことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年10月11日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

第48回理事会 みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年11月10日

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人

3. 議決に加わることができる理事の総数 3名

4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

目的事項(決議事項)

第1号議案 令和2年度(第11期)事業報告及び決算案承認の件
添付の事業報告書案及び決算案の通り

第2号議案 定時評議員会招集の件

日時 令和3年11月28日 日曜日 午前10時30分

場所 調布市布田1-15-9-403 財団事務室

議案: 1、決算案の承認

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和3年11月2日付で代表理事長谷方人が当法人の理事全員及び監事に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和3年11月10日中に理事全員及び監事からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされたことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、次の報告事項について別報告書により報告が行われた承された。

報告事項: 1.2020年草の根育成助成の経過(事業報告書の通り)

2.新規公2事業の経過(事業報告書の通り)

3.有限会社AHKからの報告書

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年11月11日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

臨時理事会みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和4年3月8日

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人

3. 議決に加わることができる理事の総数 3名

4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

目的事項(決議事項)

第1号議案 別資料に基づく個人情報管理規定及びプライバシーポリシーの適否について

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和4年3月2日付で代表理事長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知に

て開催通知及び原案資料を発し、当該議案につき、令和4年3月8日までに理事全員からのメールによる書面回答がなされ、監事からは異議がなかったことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和4年3月8日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

臨時理事会みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和4年7月8日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

目的事項(決議事項)

第1号議案 別添付(購入債権検討資料)に基づく「新発 ユーロ円債(MTN) パワーリバース債」の適否について

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和4年7月4日付で代表理事長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知にて開催通知及び原案資料を発し、当該議案につき、令和4年7月8日までに理事全員からのメールによる書面回答がなされ、監事からは異議がなかったことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和4年7月8日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

第 50 回理事会議事録

令和 4 年 9 月 14 日（水曜日）午後 3 時 30 分より、東京都調布市布田 1 丁目 1 5 番 9-403 の当法人主たる事務所会議室において理事会を開催した。

出席理事及び監事

理 事 理事総数 3 名 出席理事 3 名

早川武彦、新津ふみ子、長谷方人

監 事 新庄和彦(書面評決書による)

上記のとおり出席があったので定刻、理事 長谷方人は選ばれて議長となり、開会を宣したのち議事に入った。

議案

第 1 号議案 令和 4 年度(第 13 期)事業計画案、資金調達及び設備投資見込みの件

議長は、令和 4 年度(第 13 期)事業計画案をすでに配布済み別紙資料の通り説明し、質疑に移った。質疑の後、この計画についてその承認を議場に諮ったところ、満場一致で承認された。

第 2 号議案 令和 4 年度(第 13 期)収支予算の件

議長は、ひきつづき令和 4 年度(第 13 期)収支予算案をすでに配布済み別紙資料の通り説明し、質疑に移った。質疑の後、この予算案についてその承認を議場に諮ったところ、満場一致で承認された。続いて、

代表理事の執務執行についての報告

報告 検討審議事項

1.草の根育成助成選考委員会からの意見について

平成 22 年草の根育成助成の助成先選考にあたり選考委員会の審議過程で提起された検討課題について、その主旨を当日配布した別紙資料に基づき説明報告し意見及び検討を行った結果、上記 1 項については、次回 10 月の理事会にて「助成の手引き」改定案を具体的に審議することとし、必要な原案作成は代表理事に一任することとした。

以上をもって、本理事会におけるすべての審議を午後 5 時 31 分に終了したので、議長は閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を明確にするため、本議事録を作成し、代表理事、出席理事がこれに記名押印する。

(以上、これらの議事録は、記名押印後保管している)

5. 評議員会

令和3年度における評議員会は、次の第11回定時評議員会議事録のとおり1回実施した。

第11回定時評議員会議事録

1. 日 時 令和3年11月28日(日曜日)午前10時32分～午前11時55分

2. 場 所 東京都調布市布田1-15-9-403 当法人主たる事務所会議室

3. 出席評議員(総評議員の数 3名 出席評議員の数 3名)

評議員 白井久明、三枝好幸、加藤智弘

4. 出席理事

理 事 長谷方人

5. 議 長 三枝好幸

6. 議事録作成担当者

長谷 方人

7. 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果

定款第19条の定めにより、議長は、以上のとおり出席があり本会は適法に成立したので、開会する旨宣し、議案の審議に入った。

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算の承認の件

議長は、代表理事に対し令和2年度(自令和2年10月1日 至令和3年9月30日)における事業報告を求めたところ、代表理事より、別紙のとおり令和2年度(自令和2年10月1日 至令和3年9月30日)の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、及び附属書類の内容の詳細な説明があった。その後、議長は、本評議員会に提出された各書類につき、監事 新庄和彦氏より「適正なものである」旨の監査報告がなされた旨を報告し、当事業年度の各書類につきその承認を議場に諮ったところ、満場一致をもって可決確定した。

次に、議長は次の報告事項について代表理事に報告を求め、代表理事は別紙に基づき報告を行った。

報告事項

1. 有限会社AHK A種類株式17,998株の評価替えについて
別紙報告書による

前記議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を明確にするため、本議事録を作成し、出席評議員、出席理事がこれに記名押印する。

令和3年11月28日

公益財団法人草の根事業育成財団 第11回定時評議員会

(以上、この議事録は、記名押印後保管している)

以上